

令和5年度新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）工事のお知らせ

次のとおり、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）整備にかかる潜水探査、護岸築造工事（基礎工、本体工、被覆工、裏込工、上部工、腹付工、消波工、仮設工）及び地盤改良工事（床掘工・置換工）を実施しますので、付近を航行する船舶は十分な注意と工事へのご協力をお願いいたします。

■航行船舶へのお願い

- ① 本工事区域内（灯浮標設置範囲）への入船はお控えいただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- ② 付近を航行するVHF装備船舶は、常時VHF16chを聴取して下さい。

1. 工事期間及び工事時間

地区名	種別	作業船種	現地作業期間	作業時間
新門司沖	潜水探査	潜水土船	令和5年11月 上旬 ～ 令和 6年 3月 下旬	日出～日没
	床掘工	グラブ浚渫船、土運船、揚土船	令和5年12月 上旬 ～ 令和 6年 5月 下旬	日出～日没
	置換工	ガット船、トレミー船	令和5年10月 上旬 ～ 令和 6年 5月 下旬	夜間、日出～日没
	護岸築造	ガット船、潜水土船、起重機船、クレーン付台船、コンクリートミキサー船	令和5年10月 上旬 ～ 令和 6年 6月 下旬	日出～日没
	仮設工 （土捨て場の管理）	潜水土船、起重機船	令和5年 9月 上旬 ～ 令和 6年 8月 下旬	日出～日没

※ 同一作業区域において、床掘工事と潜水探査は同時施工を行いません。

※ 平日の作業を原則としておりますが、作業の進捗状況により休日の作業が発生する場合があります。

工種	令和5年				令和6年								備 考
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
潜水探査													
床掘工													
置換工													
護岸築造													
仮設工 （土捨て場の管理）													

凡 例
— : 昼間施工
- - - : 夜間施工
■ ■ ■ : 管 理

2. 工 事 場 所

新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）（図-1参照）

3. 工 事 概 要

3-1. 潜水探査

- 1) 潜水土により探査機を用いて海底面下の磁気異常物を探査・除去します。
- 2) 床掘工に伴い実施する経層探査において、磁気異常物が確認された場合は、1)と同様に磁気異常物の探査・除去を行います。

3-2. 床掘工

- 1) スパッド式グラブ浚渫船にて床掘を行います。
- 2) 床掘土砂は、民間の土捨て処分場まで土運船で運搬し、土捨てを行います。

3-3. 置換工

- 1) 床掘工完了後の箇所において、ガット船・トレミー船により置換材（岩ズリ）の投入を行います。

3-4. 護岸築造

護岸の築造工事におきまして、基礎工、本体工、被覆工、裏込工、上部工、腹付工、消波工を行います。（図-5参照。）

- 基礎工 : 1) ガット船等にて基礎捨石投入を行います。
2) 水中部の基礎捨石投入後は、潜水土又は水中バックホウ等による均し作業を行います。
- 本体工 : 1) 起重機船にて本体方塊ブロックの据付を行います。
- 被覆工 : 1) ガット船等にて被覆石投入を行います。
2) 水中部の被覆石投入後は、潜水土又は水中バックホウ等による均し作業を行います。
- 裏込工 : 1) クレーン付台船にて防砂シートの敷設を行います。
2) ガット船及びクレーン付台船等にて裏込材投入を行います。
- 3) 水中部の裏込材投入後は、潜水土又は水中バックホウ等による均し作業を行います。
- 上部工 : 1) コンクリートミキサー船によるコンクリートの打設を行います。
- 腹付工 : 1) ガット船等にて腹付材（岩ズリ）投入を行います。
2) 腹付材の投入前に汚濁防止膜を設置し、濁り対策を行います。
- 消波工 : 1) 起重機船にて消波ブロックの据付を行います。

3-5. 仮設工（土捨て場の管理）

- 1) 図-1に示す仮設土捨て場の汚濁防止膜・大型土のう等の管理を行います。（汚濁防止膜等に破損が確認された場合は撤去・補修等を行います。）

4. 工 事 の 安 全 対 策 等

4-1. 共通事項

- 1) 作業船には、海上衝突予防法に定められた形象物及び図-2に示す作業船の標識を掲げます。
- 2) 荒天時は、以下の基準により作業を中止します。
 - ・潜水作業 : (風速10m/s以上、波高0.7m以上、視程1,000m未満、津波注意報以上の発令)
 - ・その他作業 : (風速10m/s以上、波高1.0m以上、視程1,000m未満、津波注意報以上の発令)
- 3) 安全対策として、図-3に示す警戒船3隻（内指揮船1隻）を配備します。また、工事区域外の空港島西護岸中央部において、ブロック等積出作業を行う場合は、警戒船を1隻配備します。
- 4) 工事区域内に、作業船を夜間停泊させる場合は、本船からの間接照明又は簡易標識灯等により自船を明示します。
- 5) 一般船舶に対する工事作業情報の一元的な周知、提供のため航行船舶支援業務室（新門司沖支援業務室）を設置します。
- 6) 夜間作業時の安全対策として、次の安全対策を講じます。なお、夜間作業は薄明時作業（05時～日出）も含むものとします。
 - ・夜間作業時は必要な照明設備、法定灯火を掲げます。
 - ・照明設備を使用する場合は、他の見張りを幻惑しない等、船舶の安全な航行に支障のない措置をとります。
 - ・夜間時の潜水作業では、必要な照明設備、法定灯火を掲げ潜水作業中であることを航行船舶に明示します。
 - ・夜間作業において警戒船を配備する場合は、警戒船であることが識別できる灯火を掲げます。
 - ・薄明時の作業については、小型船や一般船舶の交通が活発な時間帯になることから、海域利用者に対して時間変更等に関する必要な情報を前広に周知するとともに、より安全管理を徹底します。

4-2. 潜水探査、護岸築造

- 1) 潜水土船には、国際信号旗（A旗板）を掲げ、潜水作業中であることを航行船舶に明示します。

4-3. 護岸築造

- 1) 工事区域内の水中構造物で水深が浅くなる場所が存在する場合には、図-4のように浅所の存在を示す浮標等を昼夜共に設置します。

